

実務対応報告公開草案第26号「信託の会計処理に関する
実務上の取扱い(案)」に対する意見

平成 19 年 5 月 7 日
日本公認会計士協会

このたび公表されました標記公開草案に対する当協会としての意見を、以下のとおり申し上げます。

1 . 受益者が複数である金銭の信託と子会社及び関連会社の範囲に関する考え方について(Q2 A3)
(コメント1)

Q2のA3において信託に対する新しい考え方として、信託を「会社に準ずる事業体」として受益者の子会社及び関連会社とみる方が適切な会計処理ができる場合があることを示すとともに、その判定基準を規定している。しかし、このような内容はQ2だけの問題ではなく、信託全体に係る問題であるから独立した項目として記載すべきである。

(理由)

信託は財産管理の制度であるが、新信託法の施行により、その利用は今以上に拡大されることが期待されている。そのような状況を踏まえ、今後の信託に対する会計処理を考える場合、現在すでに法整備がなされ、利用されている特定目的会社や投資事業組合等と並列的に利用されるものと予想される信託に対しても、特別目的会社や投資事業組合に対する会計上の問題に対して、貴委員会が公表した企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」及び実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」に準ずる規定の整備が必要であると考えます。特に実務対応報告第20号では、支配力基準の適用に対して詳細な規定があり、それと対比した場合、Q2のA3の中で規定されている内容は具体性に欠けるものである。したがって、信託に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱いとして、詳細かつ明確に規定を示す必要がある。

(コメント2)

脚注6の記載内容を見直すとともに、本文中の「受益者が当該信託に係る受益権の時価評価差額を当期の損益として処理している場合を除き、」という記載を削除するか、「受益者が運用を目的として当該信託に係る受益権を保有している

場合を除き、」という記載に修正すべきである。

(理由)

脚注6において、受益者が当該信託に係る受益権の時価評価差額を当期の損益として処理している場合は運用を目的とする保有であり、受益者の連結財務諸表上、当該信託が子会社や関連会社に該当するかどうか判定する必要がないという考え方が示されているが、会計処理は保有目的に応じて定まるのであり、会計処理を定める前に、当該信託に係る受益権が運用を目的として保有しているのか、あるいは、当該信託が子会社又は関連会社に該当するかどうかを判定する必要がある。

2. 不動産を流動化する場合の留意事項について(Q3(流動化する場合の留意事項))

(コメント)

Q3の(流動化する場合の留意事項)では質的に異なる不動産の信託受益権を譲渡する場合の会計処理について記載されているが、その記載の第2文の内容を見直す必要がある。

(理由)

Q3の は、不動産の流動化において譲受人たる信託が子会社に該当するかについての内容と理解するが、その第2文では、「当該委託者兼当初受益者が、当該要件を満たし不動産の売却処理を行った場合には、(途中省略)この場合には、当該信託はその子会社には該当しないものと推定される。」と記載がされている。その第1文で参照されている会計制度委員会報告第15号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」第12項では、譲受人が子会社である場合は売却処理を認めない規定になっており、これと同様の取扱いとするのであれば、売却処理を行うかどうかを判断する前に、当該信託が子会社に該当するかどうかを判定する必要がある。

3. 委託者兼当初受益者が譲渡した信託財産構成物の残存部分を保有する場合の会計処理について(Q3 A2及びA3)

(コメント)

委託者兼当初受益者が、その保有する信託受益権の一部を売却した場合、その残存部分に対する評価方法を記載すべきである。

(理由)

Q3のA2(2)、A3(2)では、受益権が質的に異なるものに分割されている場合や受益者が多数となる場合における売却時の会計処理及び期末時の会計処理が記載されている。しかし、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」第100項(2)ただし書きにおいては、委託者兼当初受益者がその保有する

信託受益権の一部を売却処理した場合、その残存する信託財産構成物に対する会計処理が記載されており、Q3のAの記載内容としてこの部分が漏れているものと考えられるため、記載内容の見直しが必要である。

4. 「参考（開示例）」について

（コメント）

「参考（開示例）」は削除すべきである。

（理由）

「参考（開示例）」は、信託が企業会計基準適用指針第15号に基づく開示対象特別目的会社に当たる場合の開示例として記載されている。

近時、特別目的会社を利用した取引が急拡大するとともに複雑化・多様化していることから、企業集団の状況に関する利害関係者の判断を誤らせるおそれがあるという指摘に対して、当面の対応として、企業会計基準適用指針第15号を公表した経緯を踏まえたとき、ここに記載されている内容は、信託についてもそのような特別目的会社として利用可能であることを貴委員会が積極的に認めているとの誤解を与えることになり、新信託法が施行された後の実務においてさらに当該問題を拡大させるのではないかと危惧するものである。したがって、そのような混乱を招きかねない記載は削除すべきと考える。

以 上